

外国子会社配当益金不算入の対象とならない剰余金の配当等の額のうち特定課税対象金額等を超える金額等に対応する控除対象外国法人税額に関する明細書			事年	業度	:	:	法人名	
外 国 法 人 の 名 称 等	外 国 法 人 名 称	称	1					
	本 事 店 務 又 所 は 主 た 所 在 る 在	国 名 又 は 地 域 名	2					
	所 在 地	地	3					
	發 行 済 株 式 等 の 保 有 割 合	%	4			%		%
	發 行 済 株 式 等 の 通 算 保 有 割 合	%	5			%		%
	剩 余 金 の 配 当 等 に 係 る 外 国 法 人 税 額	稅 種 目	6					
	納 付 確 定 日 又 は 納 付 日	· · · · ·	7					
	課 稅 標 準		8					
	稅 率	%	9			%		%
	稅 (8) × (9)	額	10					
納 付 し る た 外 も 國 の 法 と 人 み 税 な 額	み なし 納 付 の 基 礎 と な る 条 約 及 び 相 手 国 の 法 令 の 根 拠 規 定		11					
	(11) の 規 定 の 適 用 が な い も の ど し た 場 合 の 外 国 法 人 稅 額 (8) × 稅 率	( % )	12	( % )	( % )	( % )	( % )	( % )
	み な し 納 付 外 国 法 人 稅 額 (12) - (10)		13					
	外 国 法 人 稅 額 の 合 計 (10) + (13)		14					
	損 金 算 入 配 当 を 受 け る 場 合	外 国 子 会 社 配 当 益 金 不 算 入 の 対 象 と な ら な い 損 金 算 入 配 当 等 の 額	15					
	(15) の う ち 指 定 法 第 66 条 の 8 第 3 項 又 は 第 9 項 の 規 定 に よ り 益 金 不 算 入 と さ れ る 損 金 算 入 配 当 等 の 額 (別 表 十 七 (三 の 七) 「25」)		16					
	益 金 算 入 さ れ る 損 金 算 入 配 当 等 の 額 (15) - (16)		17					
	(14) の う ち (17) に 対 応 す る 金 額		18					
	上 配 記 當 以 等 外 を の 受 剩 け 余 る 金 場 の 合	指 定 法 第 66 条 の 8 第 1 項、第 3 項、第 7 項 又 は 第 9 項 の 規 定 に よ り 益 金 不 算 入 と さ れ る 剰 余 金 の 配 当 等 の 額 (別 表 十 七 (三 の 七) 「27」)	19					
	益 金 算 入 さ れ る 剰 余 金 の 配 当 等 の 額 (別 表 十 七 (三 の 七) 「9」) - (19)		20					
控 除 対 象 外 國 法 人 税 額	(14) の う ち (20) に 対 応 す る 金 額		21					
	控 除 対 象 外 国 法 人 稅 額 (((8) × 35%) と ((18) 又 は (21)) の う ち 少 な い 金 額)		22					
	納 付 分	(22) × (10) (14)	23	( 円 )	( 円 )	( 円 )	( 円 )	( 円 )
	み 納 な 付 し 分	(22) - (23)	24	( 円 )	( 円 )	( 円 )	( 円 )	( 円 )
	納 付 し た 控 除 対 象 外 国 法 人 稅 額 (23) 欄 の 合 計)		25					円
	納 付 し た と み な さ れ る 控 除 対 象 外 国 法 人 稅 額 (24) 欄 の 合 計)		26					